

携帯電話の推奨について

1 東京都青少年の健全な育成に関する条例（改正案）

第5条の2

知事は、携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮した機能を備えていると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2

知事は、前項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

→ 東京都で定める基準を九都県市共同基準とし、携帯電話の推奨を推進することを提案

（今後のスケジュール）

5月 九都県市青少年行政主管課長会議で提案

7月 東京都で基準作成・九都県市青少年行政主管課長会議で意見交換

～10月

11月 九都県市共同基準の策定

～12月

1月 携帯電話事業者や保護者に周知

～3月